社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する規程

平成29年4月1日改正

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

目 次

| 第1条 | 趣旨 | . 1 |
|------|------------------|-----|
| | 定義 | |
| | 最酬の支給 | |
| | 報酬の決定 | |
| 第5条 | 報酬の支給日 | . 1 |
| | 費用 | |
| 第7条 | 報酬等の支給方法 | . 2 |
| | 公表 | |
| | 改廃 | |
| | 補則 | |
| 別表第1 | (第4条第1項関係) | . 3 |
| 別表第2 | 2 (第 4 条第 2 項関係) | . 3 |

社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会(以下「本会」という。定款第10 条及び第25条の規定並びに評議員選任・解任委員、第三者委員に対し支給する報酬等並び に費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれた者をいう。
 - (2) 役員とは、定款第18条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
 - (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第7条第2項に基づき置かれた者をいう。
 - (4) 第三者委員とは、社会福祉法人苦情解決に関する規程第2条第4項に基づき置かれた 者をいう。
 - (5) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける報酬、賞与及び退職手当をいう。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費(駐車料金・宿泊費を含む。)、手数料等の経費をい う。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 本会は、評議員及び役員、評議員選任・解任委員、第三者委員(以下「評議員及び役員等」という。)の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、中土佐町役場の職員の地位にある者(以下「中土佐町職員」という。)を除くものとする。
- 2 評議員及び役員等には、賞与及び退職手当を支給しないものとする。

(報酬の決定)

- 第4条 評議員の報酬は、定款第10条の規定に基づき別表第1「評議員の報酬」に定める金額とする。
- 2 役員及び評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬は、別表第 2 「役員等の報酬」に定める金額。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、職務の執行があった日から遅滞なく支給するものとする。ただし、月額報酬 にあっては本会の一般職員の例により支給する。

(費用)

第6条 本会は、評議員及び役員等がその職務の執行に当たって負担する費用又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、旅費については、社会福祉法人中土佐町

社会福祉協議会旅費規程の適用を受ける職員の例によりその実態に応じ支給するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により支払われる旅費については、町内旅費に係る車賃は、その行程 が次項に規定する算出基地から起算して7キロメートル未満の評議員及び役員等には支給し ない。
- 3 旅費の算出基地は、中土佐町職員は勤務地とし、その他の者にあっては中土佐町内の住居 地(勤務場所を含む。)とする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義 の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、 積立金等を控除して支給するものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第 1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程)

2 社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を廃止する。

別表第1 (第4条第1項関係)

評議員の報酬

| 役 職 名 | 報酬の額 |
|-------|-------------------------|
| | 各年度の総額 500,000円を超えない範囲内 |
| 評 議 員 | 評議員会等への出席の都度 |
| | 謝金として一人一律 5,000円 |

別表第2 (第4条第2項関係)

役員の報酬

| 役 職 名 | 報酬の額 |
|------------|-----------------------------|
| 会 長 | 月額 70,000円 |
| 理事 | |
| 監 事 | 評議員会及び理事会、その他会議、監事監査への出席の都度 |
| 評議員選任・解任委員 | 謝金として一人一律 5,000円 |
| 第三者委員 | |